

# 津別町食育推進計画（案）

～ 食が育む感謝の心 ～



計画期間：令和8年度～令和12年度

津 別 町

## (はじめに)

私たちにとって「食」は、生命と健康の基本であり、日々の食事は、家族や友人とのコミュニケーションを通じ、私たちの「心」の健康や生きる喜びをも作り上げてくれるものです。

広大な農地を有した津別町は、その恵まれた自然環境を活かし、全国に安全でおいしい「食」を提供するという重要な役割を担っています。町内では、食を通じた健康づくりの取組をはじめ、栄養士による栄養指導、放課後子ども教室「アソビバ！つべつ」やグリーン・ツーリズム事業における農作業体験、調理実習など、関係者が一体となって食育に取り組んできました。

このため、当町では、このような食育の取組を支援するとともに、食育の効果的な推進を図るため、この度「津別町食育推進計画」を策定し、地域が一体となった食育の取組を進めることといたしました。

食育の取組は、すべての町民の皆様が「食育」に関心を持つことからはじまり、家庭はもとより、学校や地域など生活の様々な場面において実践していただくことが重要となります。

この計画の実現に向けて、町民の皆様をはじめ、民間、行政などの関係者が一体となって「食育推進」に取り組むことが必要となりますので、この度策定しました「津別町食育推進計画」の趣旨をご理解いただき、一層のご協力をお願いします。

令和8年 月

津別町長 佐藤多一

## 目 次

---

1 本計画の趣旨・目的	• • • •	p 1
2 食育の定義	• • • •	p 2
3 本計画の位置付け	• • • •	p 2
4 計画の期間	• • • •	p 3
5 津別町の食をめぐる現状と課題	• • • •	p 3
(1) 食をめぐる社会情勢の変化	• • • •	p 3
(2) 食文化の伝承と環境問題	• • • •	p 3
(3) 食生活の変化と健康への影響	• • • •	p 3
(4) 北海道（津別町）における食料生産の現状	• • • •	p 4
(5) 食育に対する理解と取組	• • • •	p 4
6 食育に関する基本目標	• • • •	p 5
7 計画の推進	• • • •	p 6
(1) 食育推進主体の役割	• • • •	p 6-7
(2) 津別町における食育の主な取り組み	• • • •	p 8-9
8 数値目標	• • • •	p 10

## 1 本計画の趣旨・目的

---

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。

しかし、現在、国内では肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等、また児童生徒の朝食欠食などの問題が見られる状況があります。また、世界的な食料需給のひっ迫に伴う食料の安定供給の確保、安全・安心な食品に対する消費者の関心の高まりへの対応、食べ物と生産現場のつながりの確保や家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承、食品ロスといった食に関する課題が存在しています。

このような国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、令和3年3月には「私たちが育む食と未来」をコンセプトとした「第4次食育推進基本計画」を作成しました。また、北海道では、令和6年3月に「心も体も食べて育とう。北海道の食がつなぐ未来」を目指す姿とした「第5次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）」を作成し、道内の食育を総合的に進めることとしています。

津別町でも、他の地域と同様に食生活の変化に伴う様々な課題が見られますが、町内には多種多様の食材があることで、そうした食材を活用した地元ならではの特色ある食文化が育まれるとともに、生産地が近く、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすいなど、食育を行うのに恵まれた環境にあります。

このような背景を踏まえ、津別町においても国や道などと連携しながら、町民皆さんの理解の下、役割分担を行い、より効果的な食育の取組を推進するため、「津別町食育推進計画」を策定します。

※ なお、本計画は、「地域資源を活用した農林水産漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第41条に基づく「地産地消促進計画」としても位置付けることとします。



一斉に開花したばれいしょの畑（津別町高台）

## 2 食育の定義

### (1) 食育とは

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるることと定義され、生きる上での基本であって、知育、德育、体育の基礎となるべきものと位置付けられています。  
(食育基本法前文より)

### (2) 地産地消とは

国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費することと定義され、これを促進することにより農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的な発展、農山漁村の活力再生及び地域資源の活用や循環資源の再生利用、消費者の利益増進、食料自給率の向上、生産地と消費地との距離の輸送コスト（エネルギー）の削減などを通じての環境への負荷の低減等を目的とすることとされています。

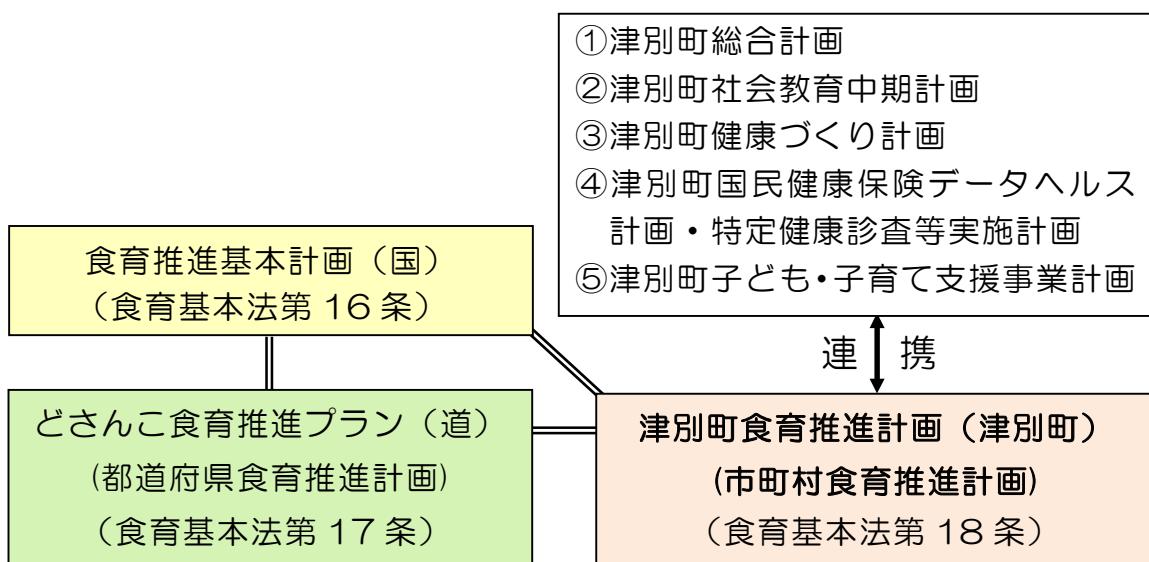
（6次産業化・地産地消法第25条）

## 3 本計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、国の食育推進基本計画や都道府県食育推進計画を基本として作成する市町村食育推進計画として位置付けられ、食育を具体的に推進するための計画として策定しています。

また、この計画は本町における食育を具体的に推進するための総合的な指針とし、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

### ■津別町食育推進計画の位置付け



## 4 計画の期間

---

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、関係法令の改正や本計画の上位計画の更新に合わせ、必要に応じた見直しを行います。

## 5 津別町の食をめぐる現状と課題

---

### (1) 食をめぐる社会情勢の変化

食生活を取り巻く環境は、少子化や核家族化など世帯構造の変化やライフスタイルの多様化により、大きく変化しています。津別町においても、人口減少、少子・高齢化が加速度的に進行しており、このような社会情勢の変化の中で、電子レンジによる調理や調理済み食品の配達など簡便化・外部化が進展してきています。

### (2) 食文化の伝承と環境問題

食生活の多様化や簡便化が進む中で、これまで先人から受け継がれてきた伝統的な食文化が失われることが懸念されており、こうした食文化を伝承し、さらに発展させていくことが必要となっています。

また、昨今国際情勢が目まぐるしく変化している中、食料需給のひっ迫や食料不足は全世界で喫緊の課題となっています。我が国においては、今もなお家庭での食べ残しや加工食品の製造過程で発生する残渣など、大量な食品廃棄が行われており、津別町では、これらを利活用する取り組みとして、一般家庭から排出される生ごみや食品残渣を堆肥化し、農地へ還元する循環型農業を推進しています。

### (3) 食生活の変化と健康への影響

国民の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加などが問題となっています。この傾向は、津別町においてもみられており、食生活や生活習慣の改善につながる食育の取り組みが必要とされています。

また、近年の生活リズムの乱れや就寝時刻の遅れにより、十分な睡眠時間が確保できず、起床困難から朝食欠食につながるケースが指摘されています。適切な睡眠習慣は成長期における体調や食欲、集中力の維持に関わり、食育の効果を高める基盤となることから、食生活の改善と併せて、生活リズムへの配慮を踏まえた取り組みを進めていくことが望まれています。

#### (4) 津別町における食料生産の現状

津別町の農業は、これまで小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類の耐冷作物を主体とした畑作や乳用牛、肉用牛を育成する畜産業が中心となり、林業と並ぶ町の代表的な第1次産業として発展してきました。品質の高い農畜産物を生産している強みを生かすためには、津別町の特色を生かした食育を推進し、地産地消をはじめとする地場産品の有効活用や新たな付加価値の向上を目指す取り組みが必要です。

##### 主な農産物

	<b>小麦</b> 収穫時期 7月下旬～8月下旬 ----- 作付面積 1,720ha 生産量 8,670t (令和6年産作況調査)		<b>ばれいしょ</b> 収穫時期 8月下旬～10月上旬 ----- 作付面積 516ha 生産量 21,200t (令和5年産作況調査)
<b>てん菜</b> 収穫時期 10月中旬～11月上旬 ----- 作付面積 643ha 生産量 42,500t (令和6年産作況調査)		<b>大豆</b> 収穫時期 10月上旬～11月上旬 ----- 作付面積 414ha 生産量 1,190t (令和6年産作況調査)	
<b>玉ねぎ</b> 収穫時期 8月中旬～8月下旬 ----- 作付面積 414ha 生産量 22,700t (令和5年産作況調査)			<b>畜産</b> 出荷時期 通年 ----- 乳用牛 1,611頭 肉用牛 5,572頭 (令和6年度津別町作付動向調査)

#### (5) 食育に対する理解と取組

津別町において、食育に関する機関、団体などがそれぞれの役割に基づいて食育の推進に取り組んでおり、食育の周知度・関心度は高まりつつあると考えられます。肥満率や児童生徒の朝食欠食、地場産物の活用など、実際の行動で改善、維持していくべき課題があります。

さらに、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保などが大きな課題となる中で、引き続き食育の大切さを周知し、取り組みの実践を図っていく必要があります。

## 6 食育に関する基本目標

食育をめぐる現状と課題などを踏まえ、津別町では食育の推進を効果的に図るために、次の3つの基本目標に基づき、食育を推進します。

### 基本目標Ⅰ

### 町民の健康づくりにつながる食育の推進

朝食の欠食をはじめとする食生活の乱れは、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足などにつながり、肥満や生活習慣病の危険因子とされています。また、食品衛生に関する知識も健康を維持するためには重要であり、食べ物と心身の関係性を知るとともに、体に合った食品を適切に選択することにより、乳幼児期から高齢期まで元気な体の維持及び健康の増進につながる食育の取り組みを推進します。

### 基本目標Ⅱ

### 地産地消と一体となった食育の推進

津別町は豊かな自然に恵まれており、その恩恵を授かった農畜産物は、現在「オールつべつ給食」と称して町内の認定こども園及び学校の給食で提供されています。地元の子どもたちが食を通じて郷土愛を育むことを目的として実施されており、地産地消と一体となった食育の取り組みといえます。こういった取り組みを今後も継続するとともに、地産地消の大切さを学び、実践する食育の取り組みを推進します。

### 基本目標Ⅲ

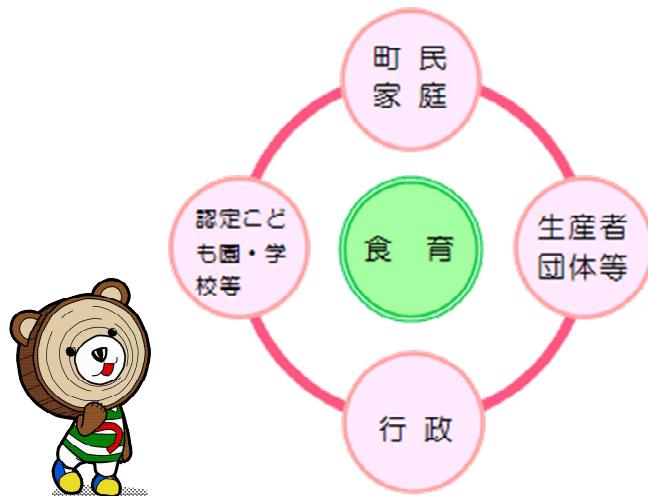
### 未来を担う子どもを育む食育の推進

食育は全ての町民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼします。生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものとして重要です。食育基本法においても、食育を知育・德育・体育の基礎となるべきものと位置付けられており、町としても学校教育活動の中で食に関する指導等を進めています。

## 7 計画の推進

食育は、健康、産業、環境、教育と幅広い分野にわたり、栄養や健康に関するこ<sup>ト</sup>をはじめ、規則正しい食習慣の形成、食に関わる人への感謝の心、生産から消費までの食の循環や環境への正しい理解などを育むもので、町民生活の基本に関わるものであり、その推進には、町民一人ひとりが食育に関心を持ち、日常生活の中で積極的に実践することが求められています。

そのため、食育・地産地消の推進に当たっては、町民はもちろん、家庭、認定こども園、学校、生産者団体、行政などが、それぞれの役割に応じた活動を主体的に取り組みつつ、地域の中でお互いに連携を取りながら効果的に取り組みを推進します。



＜連携イメージ図＞

### (1) 食育の推進主体の役割

#### 1 町民、家庭の役割

町民一人ひとりは、食への感謝の気持ちを育み、食品ロスの低減に努めます。

毎日の食事の支度や家族で囲む温かい食卓の団らんを通して、食を楽しみ、食の基本的なマナーを学びます。

子どもの基本的な食生活習慣を形成するため、「早寝早起き朝ごはん運動」に積極的に参加します。

家庭、地域の中で、町内の農畜産物の消費拡大に努めます。

#### 2 認定こども園、学校等の役割

健康的な食習慣を身につけるために必要な食育の推進に取り組みます。

子どもが食に関する正しい知識を学ぶため、地域の生産者団体等と連携して農業体験や調理に関する体験、昼食時間での食事マナー学習などを計画的に推進します。

給食の食材として地元の農畜産物等を活用し、地域の食文化や食に関する産業への理解を深め、食への感謝と郷土を愛する心を育む取り組みを推進します。

### 3 生産者団体等の役割

生産者団体等は、多様な体験の機会を提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、教育関係機関や他の関係者と相互に連携して食育推進活動の実践に努めます。

製造・加工・販売、または食事の提供を行う事業者等は、実習等を通じて食育の推進を図ります。

生産者と消費者の交流を図り、安全・安心な地元産食材への関心を高めることで、地産地消の促進に努めます。

### 4 行政の役割

食育に関する「早寝早起き朝ごはん運動」等の普及や啓発活動を推進しながら、食を通じて生活習慣病等の予防を図り、健康状態に応じた栄養相談や指導機会の充実を図ります。

地域住民や農林漁業者等の自主的な取り組みを支援することや、協働することにより、幅広い食育の推進に努めます。

行政内においても関係部署（保健・産業・教育等）が連携し、食育や地産地消に関する事業を推進します。

町広報をはじめとする様々な情報媒体を活用し、食育や地産地消にかかる情報を発信します。

大規模災害時に備え、栄養に配慮した食料備蓄の普及を推進します。

## (2) 津別町における食育の主な取り組み

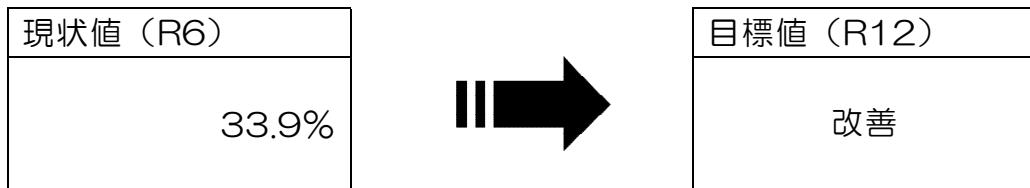
ライフステージ	事業名	事業の内容	実施団体 担当課等	基本目標 との関連
妊娠期 乳児期 幼児期	プレママ・プレパパ学級	妊娠時の食事の情報提供	保健福祉課	I、 III
	離乳食教室	離乳食についての講話、調理実習、試食	保健福祉課	I、 III
	訪問相談	栄養、離乳食等に悩みを抱える家庭に訪問し、助言・情報提供	保健福祉課	I、 III
	栄養相談・指導	乳幼児健診、相談会での栄養相談・指導	保健福祉課	I、 III
	オールつべつ給食	地元産のみの食材を使用した給食を提供	認定子ども園	II、 III
小学生	食育授業	栄養教諭による授業 1～2年生 1時間 3～6年生 2時間	生涯学習課	III
	アソビバ！つべつ	農業体験 JA青年部と協力し、植え付け～収穫、調理まで一貫した農業体験を実施 かわ塾 地元の水産資源を学び、自然と食の繋がりを体験を通じて学ぶ	JAつべつ 生涯学習課	II、 III
中学校	職場体験	農業を含む町内の産業を知る学習	学校	II、 III
高 校	つべつ学	町内の産業を知る探求学習	学校	II、 III
	職場体験	農業を含む町内の産業を知る学習	学校	II、 III
小中高 共 通	給食の提供	給食を通じた食育	生涯学習課	III
	給食だより発行	食の意義や大切さを養うために発行（月1回）	生涯学習課	III
	食育だより	食への関心を深めるために発行（不定期）	生涯学習課	III
	オールつべつ給食	地元産のみの食材を使用した給食を提供	生涯学習課	II、 III
成人期	男の健幸 Project	食生活や運動習慣の改善のため、運動教室や食に関する情報提供・指導を実施	保健福祉課	I
成人期～ 高齢期	集団指導	団体に対する健康・栄養講話	保健福祉課	I
	塩分に関する普及啓発事業	イベント会場等で塩分への関心を高めるための情報発信を実施	保健福祉課	I、 II
	特定保健指導	生活習慣改善のための栄養指導	保健福祉課	I
	健診結果報告会	生活習慣改善のための栄養指導	保健福祉課	I
	糖尿病性腎症重症化予防	生活習慣改善のための栄養指導	保健福祉課	I
	栄養相談	一般町民に対する栄養相談	保健福祉課	I
	防災訓練（炊き出し訓練）	災害時を想定した豚汁・おにぎりの大量調理を実施し、町民へ無料配布	保健福祉課	I

ライフステージ	事業名	事業の内容	実施団体担当課等	基本目標との関連
高齢期	赤十字奉仕団研修会	災害時の炊き出しを想定し、鍋やハイゼックスを利用した炊飯を実施	保健福祉課	I
	出前講座	高齢者のフレイル予防に関する保健師の健康講話	保健福祉課	I
その他	地場産品販売	夏祭りや収穫感謝祭等のイベントで地盤産品を販売	JAつべつ 産業振興課	II
	特産品開発・PR	地元食材を使った特産品の開発し、イベント等で販売・PRを実施	産業振興課	II
	グリーン・ツーリズム事業	地産地消レシピの作成 ホームステイ型の農業体験を実施	産業振興課	II、III
	堆肥の製造	家庭から出る生ごみや工場の食品残渣等を堆肥化	JAつべつ 産業振興課	II

## 8 食育推進に当たっての数値目標

### (1) 基本目標Ⅰと関連する数値目標

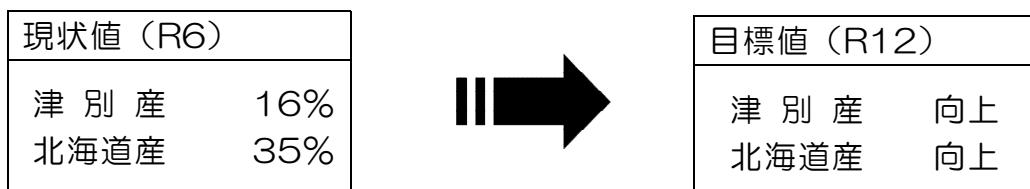
- ・肥満の人（BMI25以上）の割合 ※国保 40歳以上



※津別町健康づくり計画  
目標値 (R16年) : 24.7%

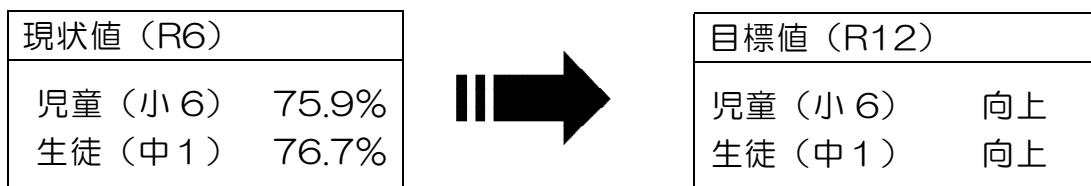
### (2) 基本目標Ⅱに関連する数値目標

- ・学校給食における地場産物（野菜）の使用割合



### (3) 基本目標Ⅲに関連する数値目標

- ・朝食を毎日食べている子どもの割合



## 津別町食育推進計画

令和8年 月作成

担当：津別町役場産業振興課農政係

〒092-0292 津別町字幸町41番地

TEL：0152-76-2151（代表）

0152-77-8384（農政係直通）

FAX：0152-76-1217